

釧路市難聴児補聴器購入費等助成事業

## 軽・中等度 難聴児の補聴器購入費等を助成します

補聴器装用による言語の習得や教育等における健全な育成を図ることを目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し補聴器購入費を助成します。

| 聴力レベル |      | 聞こえの程度           |
|-------|------|------------------|
| dB    | 分類   |                  |
| 0     | 健聴   |                  |
| 10    |      |                  |
| 20    |      |                  |
| 30    | 軽度難聴 | 普通の話声がやっと聞こえる程度  |
| 40    | 難聴   |                  |
| 50    | 中度難聴 | 大声で話せば何とか聞き取れる程度 |
| 60    | 難聴   |                  |
| 70    | 高度難聴 | 大きな声でも聞きにくい      |
| 80    |      |                  |
| 90    | 重度難聴 | 通常の音が聞こえない       |
| 100   |      |                  |
| 110   |      |                  |
| 120   |      |                  |
| 130   |      |                  |

dB=デシベル

## 1. 対象者

釧路市に住所を有し、次の要件のすべてを満たす18歳未満の難聴児とする。

- ①両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児であること。
- ②中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないこと。
- ③補聴器の使用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

## 【注意】

※ただし、他の法令で補聴器の交付が受けられる方は対象外となります。

助成対象  
身体障害者手帳該当

## 2. 助成内容

- ① 補聴器の購入費：補装具費支給制度「高度難聴用耳かけ型補聴器」購入基準額と実際の購入に要する費用のどちらか低い額とします。
- ② 補聴器の修理費：修理の種類や内容により基準額が決まっています。なお、該当しない内容もありますので詳しくはお問い合わせください。



## 3. 自己負担

助成限度額を超える補聴器を購入・修理する場合、超えた分は自己負担となりますのでご了承ください。

| 所得区分                            | 自己負担額                                 |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 生活保護法による被保護世帯及び当該年度分の市町村民税非課税世帯 | なし                                    |
| 一般世帯（当該年度分の市町村民税課税世帯）           | 補聴器購入（修理）基準額と実際の購入（修理）額のいずれか低い方の金額の1割 |

※上記表は助成限度額における自己負担額

#### 4. 手続きの流れ

|      | 項 目     | 内 容                                                                                                                   |
|------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相 談  | ① 相談    | 障がい福祉課（23 番窓口・Tel31-4537）に相談ください。<br>（助成対象等の確認・申請書類等の説明をいたします）                                                        |
|      | ② 受診・検査 | 対象者は、耳鼻咽喉科の医師の診察（聴力検査等）を受け補聴器装用に係る意見書（様式指定）の交付を受けてください。<br>※聴力検査等により両耳70デシベル以上の聴力の場合は、身体障害者手帳用意見書（様式指定）の対応となります。      |
|      | ③ 見積依頼  | 申請者は、補聴器業者に対し、医師の意見書に基づいた見積書（任意様式）の作成を依頼して下さい。                                                                        |
| 申 請  | ④ 申請    | 申請者は、下記の書類を市に提出して下さい。<br><br>①申請書      ②医師意見書      ③見積書      ④課税証明書等                                                  |
| 支給決定 | ⑤ 支給決定  | 市は、提出された書類を審査し、必要と認めた場合は、申請者に助成金交付決定通知書、補聴器購入支給券を送付します。                                                               |
| 購 入  | ⑥ 納品    | 申請者は、決定通知書、支給券を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼して下さい。納品後、支給券に「受領年月日」・「受領者氏名印」及び委託者欄（申請者）に記入・押印の上、自己負担金（負担金がある方のみ）とともに補聴器業者に渡して下さい。 |

※阿寒、音別地区にお住まいの方は各行政センターにおいて相談・申請ができます。

阿寒町行政センター 保健福祉課 0154-66-2121

音別町行政センター 保健福祉課 01547-9-5151

#### 5. Q & A

##### Q すでに購入の助成を受けている場合、2 度目以降の助成は可能ですか

A 補聴器購入後、5 年以上経過している場合は再申請が可能です。再申請時も 18 才未満であることが条件となります。ただし、医師が今までとは異なる機種の補聴器が必要であると判断した時はこの限りではありません。

##### Q 両耳の補聴器助成は受けられますか

A 医師が意見書にて必要と認めた場合に可能です。

##### Q 破損した場合はどうしたらよいですか

A 修理が優先されます。修理が困難であると認められた時や修理費が購入費用を上回る場合は再助成の対象となります。

##### Q 電池の交換やイヤーマールドの修理は修理費助成の対象になりますか

A 補聴器の交換用電池は助成の対象になりません。イヤーマールドの修理については補聴器購入の際、医師の意見書にてイヤーマールドの必要性が認められていた場合のみ、対象となります。

##### Q すでに自分で購入した補聴器の修理についても助成の対象になりますか

A 対象となります。ただし、補聴器の機種によって該当にならない場合もありますので詳しくはお問い合わせください。

##### 問い合わせ先

釧路市 福祉部 障がい福祉課

釧路市 黒金町7丁目5番地 市役所防災庁舎 3階 23番窓口

電話 0154-31-4537 FAX 0154-25-3522